平成２３年（フ）第１１８０号
仙台市泉区住吉台東３丁目18番地の６、従前の住所仙台市泉区住吉台西２丁目４番地の16
債務者　小西　克典
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９３号
宮城県石巻市渡波字四勺13番地10　仮設渡波第一団地17―３号、住民票上の住所宮城県石巻市荻浜字家前１番地
債務者　西村　庄治
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
宮城県石巻市桃生町神取字堤外四番13番地41
債務者　御代　邦和
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第４６１号
秋田市御所野元町４丁目９番１号　クラージュ103号
債務者　佐々木久美子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６２２号
茨城県水戸市河和田町56番地の60
債務者　江連　達郎
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６２８号
茨城県常陸大宮市小貫1067・1119番地
債務者　松山　朝子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６２９号
茨城県ひたちなか市阿字ケ浦町185番地16
債務者　菊池　孝成
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６３７号
茨城県水戸市見和３丁目1469番地の14、旧住所茨城県水戸市平須町３番地の50
債務者　大崎かおる
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６３９号
茨城県ひたちなか市大字足崎1468番地51　パティオマンションⅡ301号、前住所茨城県ひたちなか市大字金上1054番地
債務者　朝妻　翔太
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３５５号
茨城県坂東市辺田1189番地16　プレーヌクール103
債務者　徳元　鶴男
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３５８号
茨城県筑西市樋口1300番地１　市営３棟３階２号
債務者　谷島　正夫
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３６２号
茨城県古河市諸川1443番地12
債務者　三浦　喜司
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３６４号
茨城県下妻市下木戸87番地１　桜井アパート201
債務者　神長　直臣
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２号
茨城県古河市松並２丁目９番37号　松並コーポ202号
債務者　安本　一貴
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第６号
茨城県結城市大字結城9946番地329
債務者　金田奈津美
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第９号
茨城県古河市東山田2944番地622
債務者　鈴木　春代
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１６２号
富山県高岡市下牧野307番地５
債務者　関井　貴之
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
富山地方裁判所高岡支部